窓口のご案内

**〇　商工労働部雇用推進室労働環境課（労働相談センター）**

大阪府労働相談センターでは、労働者、使用者からの相談を電話、面談及びオンラインによりお受け

しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 所在地 | 利用時間 | 電話番号 |
| 労働相談センター | 〒540-0033大阪市中央区石町2-5-3大阪府立労働センター（エル・おおさか）南館3階 | 【日常相談】月曜日～金曜日午前9時～12時15分午後1時～6時【夜間相談】毎週木曜日午後8時まで | 【労働相談】06-6946-2600【セクハラ・女性相談】06-6946-2601※ご希望により女性相談員の対応も可能です。【特別労働相談（要予約）】弁護士・社会保険労務士による相談06-6946-2600【職場のメンタルヘルス専門相談（要予約）】医師・臨床心理士・産業カウンセラーによる相談06-6946-2600【オンライン相談】「オンライン労働相談予約システム」から予約【チャットボットによる相談】【外国語の通訳による労働相談（要予約）】 英語、中国語、ベトナム語等の通訳を交えての相談 06-6946-2600  |

**〇　大阪府労働委員会**

大阪府労働委員会では、集団的労使関係における労働争議の調整（あっせん・調定・仲裁）、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査等を実施しています。

労働委員会の業務は、労働組合法、労働関係調整法をはじめ関係法令に基づいて行われています。

労働委員会の業務

 (1)　労働争議の調整《調整機能》

 委員会における労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）を通じて、争議の円満な解決の援助を行うこと

 (2)　不当労働行為の審査《審査機能》

 簡易、迅速な手続によって、実質的に団結権を保障するべく、不当労働行為の事実の存否を判断し、

 原状回復のための救済措置を行うこと

 (3)　公益事業の争議行為の予告通知に関すること

 (4)　労働争議の実情を調査すること

 (5)　労働組合の資格審査に関すること

　　　※労働組合の活動内容等の「認証」を行うものではありません。

 (6)　地方公営企業等における非組合員の範囲の認定に関すること

 (7)　労働協約の地域的拘束力を決議すること

労働委員会はこのような仕事を通じて、集団的な労使関係の円滑化を図る役割を担っています。

〒540-0031　大阪市中央区北浜東3-14　大阪府立労働センター（エル・おおさか）８階

TEL 06-6941-7191　 FAX 06-6941-7127

〒540-0033　大阪市中央区石町2-5-3　エル・おおさか南館３階

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課（労働相談センター）

TEL:06-6946-2600　　令和６年３月発行